



# 令和8年度 精神障害者保健福祉手帳所持者に対する 新宿区独自施策一覽



手帳所持以外の要件がある場合があります。くわしくは直接お問い合わせください。

制度名	対象	内容	問い合わせ先
軽自動車税の減免	1級	軽自動車税を減免します。 ※精神通院医療に係る自立支援医療受給者に限ります。	総務部 税務課 収納管理係
利用料金の割引 区民保養所(箱根つつじ荘) 区民健康村(グリーンヒルハケ岳)	1級	年度内2泊まで利用料金が1/2になります。 【新宿区在住者のみ】	地域振興部 生涯学習スポーツ課 生涯学習スポーツ係
プール個人利用料金の免除・減額 新宿スポーツセンター 新宿コスミックスポーツセンター	1・2・3級	・利用時に当該手帳もしくはミライID(住所の部分を含む)を提示すると、利用料金が免除となります。【新宿区在住者のみ】 ミライIDに住所登録をしていない場合は、本人確認ができるもの(資格確認書・運転免許証など)により住所の部分の提示してください。 ・新宿区外に在住されている方は、当該手帳もしくはミライIDを提示すると、プールの個人利用料金が1/2になります。 ※どちらも介助の方は原則1名まで無料	
駐車場利用料金の免除 新宿スポーツセンター 新宿コスミックスポーツセンター	1・2・3級	当該手帳もしくはミライIDを提示すると、駐車場利用料金が免除となります。	
駐車場利用料金の補助 四谷スポーツスクエア	1・2・3級	受付で当該手帳を提示すると、「コモレ四谷」の駐車場無料券を交付します。	
個人・団体利用料金の免除 新宿コスミックスポーツセンター 新宿スポーツセンター 大久保スポーツプラザ 四谷スポーツスクエア 西戸山公園野球場 落合中央公園野球場・庭球場 甘泉園公園庭球場 西落合公園庭球場 新宿こ・から広場多目的運動広場 江戸川河川敷グラウンド	1・2・3級	① 個人利用 利用時に当該手帳もしくはミライID(住所の部分を含む)を提示すると、利用料金が免除となります。【新宿区在住者のみ】 ミライIDに住所登録をしていない場合は、本人確認ができるもの(資格確認書・運転免許証など)により住所の部分の提示してください。 ※介助の方は原則1名まで無料 ② 団体利用 事前に受付で団体構成員が、当該手帳を提示(団体構成員全員分(介助者及び運営スタッフを除く。))し団体登録手続きを行い、利用時にも手帳又は公的証明書を提示すると、利用料金が免除となります。また、附帯設備や照明利用料金も免除となります。なお、免除については、スポーツ活動のみとなります。 個人利用と同様に、ミライIDによる確認にも対応しています。 【新宿区在住者のみで構成された団体(介助者及び運営スタッフを除く。)]	
観覧料の免除 新宿歴史博物館 漱石山房記念館・林芙美子記念館	1・2・3級	当該手帳を提示すると、観覧料が免除となります。	文化観光産業部 文化観光課 文化資源係
心身障害者福祉手当	1級	月額15,500円を支給します。 ※所得や年齢等により対象外となる場合があります。	福祉部 障害者福祉課 相談係
ふれあいクーポン	1・2・3級	区内の公衆浴場と区立の指定スポーツ施設を月4回(うち、指定スポーツ施設は1回)無料で利用できるふれあいクーポンを交付します。【新宿区民のみ】 ※渋谷区「羽衣湯」でも利用可。但し、1回100円が別途必要です。	福祉部 地域包括ケア推進課 高齢いきがい係
利用料金の免除 元気館	1・2・3級	当該手帳を提示すると、利用料金が免除となります。 ※区内在住や団体登録等の要件があります。	健康部 健康政策課 健康企画係
利用料金の免除 新宿中央公園フットサル施設	1・2・3級	事前に受付で団体構成員が、当該手帳を提示(団体構成員全員分(介助者及び運営スタッフを除く。))し団体登録手続きを行い、利用時にも手帳又は公的証明書を提示すると、利用料金が免除となります。【新宿区在住者のみで構成された団体(介助者及び運営スタッフを除く。)]	みどり土木部 みどり公園課 公園管理係
住み替え居住継続支援	1・2・3級	居住する区内の民間賃貸住宅の取り壊し等に伴う立ち退きを余儀なくされている世帯に、転居に要する費用の一部を助成し、区内での住み替えを支援します。転居先の民間賃貸住宅の賃貸借契約前に、予定登録申請をする必要があります。手続きや所得制限等の詳細はお問合せください。【新宿区民のみ】	都市計画部 住宅課 居住支援係
家賃等債務保証料助成 (高齢者等入居支援)	1・2・3級	区内の民間賃貸住宅への入居を支援するため、一定の要件を満たす場合に保証会社に支払った初回保証料及び継続時の保証料の一部を助成します。また、区と協定している保証会社をあっ旋します。詳細はお問合せください。【新宿区民のみ】	
多世代近居同居助成	1・2・3級	手帳所持者を含む世帯が、子世帯又は親世帯と区内で新たに近居又は同居を開始する際の初期費用の一部を助成します。助成を受けるには、住宅の契約前に事前の手続きが必要です。助成には他にも要件があります。詳しくはお問い合わせください。	都市計画部 住宅課 区立住宅管理センター
区営住宅入居申込み	1・2・3級	障害者向け区営住宅の入居者の募集があります。詳細は広報新宿やホームページなどでご確認ください。【新宿区民のみ】	
耐震改修工事費助成	1・2・3級	手帳所持者が居住する木造住宅の耐震改修工事費を助成します。(上限金額あり)詳しくはお問い合わせください。	都市計画部 防災都市づくり課
区外学習施設の利用料金割引	1級	宿泊施設の宿泊料や利用料が割引料金で利用できます。	教育委員会事務局 教育支援課 教育活動支援係

TEL (3209)  
1111

<区役所代表>